

東久留米市教育委員会 殿

学校名 東久留米市立本村小学校
校長名 赤羽根 智

令和6年度教育課程について（届）

このことについて、東久留米市立学校の管理運営に関する規則第20条により、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法、教育基本法及び人間尊重の精神にのっとり、東京都教育委員会及び東久留米市教育委員会の教育目標に基づき、次の目標を設定する。

- | | |
|------------|----------------------------|
| ◎ 創る（重点目標） | 互いに考えを深め合い、創造していく児童の育成 |
| ○ 思いやる | 自他のよさに気づき、互いに認め合う心豊かな児童の育成 |
| ○ 活きる | 健康で、何事にも意欲的に活動する児童の育成 |

学びの質を高めるために、学習指導要領の基本方針として求められる資質・能力の3つの柱である①生きて働く「知識・技能」の習得 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養を育むために、「創る」を重点目標とし、教育活動を推進していく。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

I 人権尊重の精神の涵養と健やかな心と体の育成

ア 人権尊重の精神に基づき、自他の生命や人権を大切にする心情と態度を培う。話し合い活動(学級会)を重点とし、特別活動全体を通して、自主的・実践的に取り組む力を育むとともに、互いに認め合える学級の雰囲気づくりなどを行い、自己肯定感・自己有用感を高める。また、東久留米市人権尊重推進月間に向けて、5・6年生全員が人権標語、夏休み自由課題として人権ポスターや人権作文に取り組むことで、人権に対する正しい理解と意識の啓発を図る。

イ 道徳教育推進教師を中心に、地域住民や保護者と連携しながら、「道徳科」を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実に努め、人間としての生き方を身に付け、実践できる児童の育成を図る。

II 人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成

ア 校内研究や研修を通して「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行い、児童に知識・技能を習得させ、思考力・判断力・表現力等の育成を行うとともに、学びに向かう力や人間性等を育成し、確かな学力を身に付けさせる。また、GIGA端末を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に効果を上げるように指導を工夫する。

イ 豊かな自然など地域の特色を教育に生かしながら、豊かな心や創造力を育み、地域を大切に、学んだことを生かしてよりよく生きようとする児童を育成する。

III 時代の要請にこたえる信頼される学校づくり

ア より開かれた学校を目指し、情報の積極的な発信を行う。また、学校評議員会や地域・保護者との連携を深め、学校評価を生かした教育活動の改善・充実に努める。

イ 家庭・地域と協働した地域安全マップ作りに3年生が取り組むことを通じて、児童が安全について自ら考え実践しようとする意欲を高めるとともに、家庭と地域が連携し、安全の向上を図っていく。

2 指導の重点

(1) 各教科、外国語活動（英語活動）、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- (ア) 各教科の基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、学力調査等の結果や児童の実態を踏まえた指導方法の工夫・改善を授業改善推進プランとしてまとめ、ねらいの明示、考える時間の確保、まとめ・振り返りのある「分かる授業」を行う。自分の考えを整理して分かりやすく説明する力を養うために、個で考える時間を十分に確保する。また、家庭学習について、校内での共通理解、保護者への周知徹底、GIGA端末の活用等を通して、学習の定着を図る。
- (イ) 算数科の授業の充実として、授業始めの5分間に「スキルアップタイム」を設定し、基礎的計算力の向上を図る。習熟度別指導の更なる工夫・改善及び学力パワーアップサポーターによる授業補助により個別の習熟の実態に沿った指導を行い、児童の思考力・判断力・表現力等を育む。年2回、「東京ベーシック・ドリル」を活用し、基礎的・基本的な知識及び技能の定着状況を確認する。
- (ロ) 言語活動の充実を目指すとともに、体験的、問題解決的な学習を取り入れ、豊かな体験を通して確かな学力を身に付ける授業の実現を図る。
- (ハ) 学校図書館司書と連携し、各教科等での図書館活用を充実させるとともに、年2回の読書旬間、週1回の「朝読書タイム」を中心として児童の読書への意欲・関心の向上を図る。
- (ニ) 東京都統一体力テストの結果を踏まえ、外遊びの奨励、運動旬間を充実させ、運動の日常化を図るとともに、健康で安全な生き方を実践できる能力や態度を育てる。
- (ホ) 体育科において、外部講師等を活用したがん教育を推進することを通して、健康に対する関心をもち、適切な態度や行動をとることができる児童を育成する。
- (ヘ) 道徳科において、基本的な学習過程の充実を図るとともに、本村小モデル(心の15分クリーニング)の定着を図る。

イ 外国語活動（英語活動）

- (ア) 身近な題材を中心に、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成できるよう、「Let's Try!」等を活用した外国語活動を行う。ALTやICT機器を活用した授業を工夫するとともに、第5・6学年での外国語科での「使える英語」の習得につながるよう意識しながら、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる。

ウ 総合的な学習の時間

- (ア) 黒目川や下里本邑遺跡、保育園・幼稚園や高齢者福祉施設など近隣の「人・環境・地域」との関わりを重視し、地域の施設や人材を活用した横断的、総合的な学習の充実を図る。児童の生活に密着した課題や持続可能な社会創りにつながる課題を見付け、その課題の解決に向けて考えることができる資質や能力を育成する。
- (イ) 児童が情報モラルや情報リテラシーを身に付け、発達段階に応じて計画的にICT機器を活用し、各教科において、順序良く思考を整理したり、比較分類したりする力を育成する。
- (ロ) 「学校2020レガシー」として、第3・4学年では、障害についての調べ学習や体験、関係施設との交流等により共生社会に必要な障害者理解を深める。第5・6学年では、外国語科と関連付けながら、国際理解に関わる調べ学習や体験、関係施設との交流等により、グローバル社会で活躍するための豊かな国際感覚を深める。

エ 特別活動

- (ア) 児童会活動での代表委員会の設置、学級会の話し合い活動での司会等の輪番制などを通して、協力して諸問題を解決しようとする主体的・実践的な態度や能力の育成を図る。
- (イ) 自己有用感を味わえるような体験を重視した学級活動を実践し、集団の中での自分の役割に気付かせることで自発的・自治的に活動する態度を育てる。
- (ロ) 6年生をリーダーとした縦割り班やクラブ活動などの異年齢活動を通して、児童の人間関係を深め、思いやりの心や連帯感、自主性、責任感を育てる。
- (ハ) 健やかな体を育むために、食育の全体計画・年間指導計画に基づき、学校栄養士と連携した授業を行い、健康・安全教育や食育に関する理解を深める。

(2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(ア) 東久留米スタンダード(学習指導編)を活用し、学習の見通しを立てる場面、対話によって自分の考えを広げたり深めたりする場面、学習を振り返り自身の学びや変容を自覚したり、学習への関心をより深めたりする場面を設定するなど、学習過程を見直し、授業改善する。

(イ) 授業の中で教員が児童同士の対話をつなぎ「対話の楽しさ」を実感させたり、児童の興味・関心、課題等を明確にし、対話したくなるような問いをつくり出したりすることで、対話の質を高める。また、学級での人間関係を深め、児童同士のコミュニケーション能力を高めることで、各教科等の授業において主体的・対話的で深い学びの実現につなげる。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

(ア) 久留米中学校との小中連携、小山小学校との小小連携、近隣の幼稚園・保育園との幼保小連携を深めることにより、地域や児童の実態を踏まえ、系統性や共通性のある指導を行う。特に、小・中学校9か年を見通した規範意識の育成を実現する。

(イ) 児童理解を深め、保護者やSC、SSW等、関係機関との連携を図りながら、組織的な取組により、いじめや不登校・非行の防止、早期発見、早期解決を行う。「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止に努めるとともに、ふれあい月間等を活用し、いじめを発見した場合には、迅速に対応し早期解決を図る。不登校については、登校しぶりを長期化させないように、保護者との相談や校内での情報共有、個別支援シート作成や関係機関との連携などを行い、原因となっていることの解消を目指す。

(ウ) 5年生にスクールカウンセラーとの全員面接を行い、問題解決に有効に活用する。

(エ) 交通安全教室、火災・地震・不審者侵入等の想定による避難訓練、地域安全マップ作り・情報モラル学習、外部講師による薬物乱用防止教室、禁煙キャラバン、SOSの出し方教育、生命の安全教育等を通して、自身の危機回避能力を育成するとともに他者や社会の安全に貢献できる児童の育成を目指す。

イ 進路指導

(ア) 学校での人間関係や係活動などの役割、様々な職業の方との関わりなどから生き方を学ぶ機会を設け、自分自身の進路について考えさせるなど、学校の教育活動全体を通してキャリア教育の充実を図る。キャリア教育に関わる活動については、学年や校種間で引き継ぐ「キャリア・パスポート」として記録を蓄積し、児童が見通したり振り返ったりできるようにする。

(4) 特別支援教育

ア 特別支援教育

(ア) 一人一人の児童の発達の特長や課題を理解し、特別支援教育の視点による学級づくり、授業づくりを行う。全ての教育活動を支える基盤として、インクルーシブ教育システムの構築を図る。

(イ) 特別支援教育コーディネーターを中心に必要に応じて関係諸機関との連携を強化する。また、組織的な特別支援校内委員会を充実させ、学校生活支援シートの作成とそれに基づいた支援の実施を推進する。

イ 特別支援教室

(ア) 特別支援教室においては、巡回指導教員を中心として児童一人一人に合わせた支援の充実を図る。また、巡回指導教員と各担任、特別支援校内委員会との連絡会議を設定し、連携型個別指導計画を基に、指導内容が在籍学級での学習・生活に十分に活用できるようにする。

(5) その他

ア ICT環境の整備

ICT教育推進委員が中心となり、ICT支援員を活用した授業支援や授業や家庭学習でのGIGA端末の効果的な活用事例の共有を図る。

イ OJT研修の充実

学年会を基盤とし、年間計画に基づく研修とともに、学校状況に応じた柔軟なOJT研修を推進し、教員の授業改善・指導力向上を図る。